

令和5年度山北町地域公共交通計画策定支援業務委託仕様書

本仕様書は、山北町地域公共交通会議が実施する令和5年度山北町地域公共交通計画策定支援業務委託について、必要な事項を定める。

1. 委託業務名

令和5年度山北町地域公共交通計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

本町における公共交通体系は、鉄道（JR御殿場線）、路線バス（富士急湘南バス株）、コミュニティバス（山北町内循環バス）、スクールバスなどが運行している。

本町では、少子高齢化の進展と人口減少、自家用自動車の依存率の高さから、公共交通利用者は減少傾向が見られ、民間交通事業者や自治体の財政負担が増加し、さらにはコロナ禍の影響も追い打ちをかけ、公共交通事業を取り巻く環境は、年々厳しさを増している。

今後、更なる少子高齢化の進展や運転免許証返納者の増加などに伴い、公共交通の果たすべき役割はこれまで以上に重要なものになることが予想される。

本業務では、このような課題を踏まえ、今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、「山北町地域公共交通会議」が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づき、計画期間を令和6年度から令和10年度とする「山北町地域公共交通計画」を策定することを目的とする。

3. 対象地域

山北町全域とする。

4. 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

5. 業務内容

（1）地域特性の把握

山北町の地理的条件、人口分布や主要施設（公共施設、商業施設、医療・福祉施設等）の立地状況等を整理し、地域性を把握する。

（2）現況交通実態の把握

町内におけるすべての公共交通の現状（整備状況、運行状況、利用状況等）や、公共交通以外の移動サービスやスクールバス等の利用実態などを把握・整理し、現状の課

題分析を行う。また、併せて総合計画、総合戦略等の上位・関連計画における地域公共交通の関連性等を整理する。

(3) 町民ニーズ調査（アンケート調査）

町民の日常的な移動実態、移動・公共交通に対するニーズ等を把握することを目的に、町民を対象とした無作為抽出による郵送アンケート調査を実施する。

ア. 調査対象

調査対象は、山北町内居住の16歳以上の住民1,500人（発注者による無作為抽出）とする。

イ. 調査方法

調査は、郵送配付、郵送回収により実施する。

ウ. 業務内容

業務内容は、調査票・封筒の設計及び印刷、郵送手続き（郵送料は受注者負担）、計画策定に向けた基礎データとしての整理・分析とする。

(4) 地域公共交通のあり方の検討

ア. 地域公共交通に関する問題点・課題の整理

(1) から (3) の結果を踏まえて、山北町における地域公共交通の問題点・課題を整理する。

イ. 目指す将来像、基本方針、基本目標の検討

地域公共交通に関する問題点・課題の整理を踏まえて、山北町における地域公共交通の基本方針や基本目標を検討する。また、目標の達成状況について評価する評価指標を設定し、PDCAの具体的内容を検討する。

ウ. 基本目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

基本目標を達成する上で必要となる事業内容、実施主体、事業スケジュール等を定める。また、目標の達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

(5) 地域公共交通計画（案）の作成

本仕様書に定める業務等により調査・検討を行った内容に基づいた本町の公共交通のあり方について、山北町地域公共交通計画の素案を作成する。素案の内容は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に定める地域公共交通計画で定める事項に基づくものとする。

そして、山北町地域公共交通会議における協議結果やパブリックコメントの意見などを踏まえて、山北町地域公共交通計画（案）として取りまとめを行う。

(6) 会議の運営支援

山北町地域公共交通計画の策定に向けて開催される山北町地域公共交通会議について、会議資料の作成、議事録作成などの運営支援を行うものとする。

なお、山北町地域公共交通会議は4回程度開催することとし、必要に応じて会議に同席し、説明補助を行うものとする。

(7) パブリックコメント実施支援

計画について広く町民から意見を求めるため実施する、パブリックコメント制度による意見公募の支援を行うものとする。

(8) 地域公共交通計画の作成

最終的にまとめられた山北町地域公共交通計画の本編及び概要版の印刷・製本を行う。なお、本編については100頁相当(2色刷)、概要版については10頁相当(フルカラー)とし、いずれもA4版とする。

(9) 打合せ協議

業務に必要な打合せ協議を実施することとし、山北町地域公共交通会議開催ごとに、発注者と事前打ち合わせを実施するほか、必要に応じて協議を行うものとする。

6. 成果品

(1) 業務の成果品は以下のとおりとする。

- ア. 業務報告書 1部
- イ. 山北町地域公共交通計画(本編) 60部
- ウ. 山北町地域公共交通計画(概要版) 100部
- エ. 成果品に関するCD-R等電子記憶媒体 1部

(2) 業務の成果品の納入先は、山北町地域公共交通会議事務局(山北町企画総務課)とする。

7. 留意事項

(1) 法令等の遵守

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様の定めるもののほか、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 受注者の責務

受注者は、業務の遂行にあたり技術を最大限発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書に定められていない内容であっても積極的に提案を行うこと。

(3) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、受注者に貸与するものとする。貸与資料については、厳重に管理するものとし、外部に漏洩してはならない。また、業務完了後は速やかに返却するものとする。

(4) 守秘義務

業務で知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らしてはならない。

(5) 再委託の禁止

受注者が業務内容のすべてを一括して第三者に委託することは認めない。ただし、業

務の一部を委託したい場合は、あらかじめ発注者の承認を得ることとする。

(6) 成果品の帰属

本業務で得られた成果品の著作権は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承認を得ずに複製、使用、流用または他へ公表してはならない。

(7) その他

本業務の遂行において疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、別途定めるものとする。また、納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受注者が責任をもって是正すること。